

審査基準

- 1 許認可等の内容 農地転用の許可
- 2 根拠法 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項
- 3 関連する法令
 - (1) 農地法施行令（昭和27年政令第445号）
 - (2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）
- 4 審査基準
 - (1) 「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 「「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）
 - (3) 「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）
 - (4) 「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）